

# 平成27年度からの 市・県民税の主な改正点を お知らせします

個人住民税の  
住宅借入金等特別控除の  
延長・拡充

個人住民税の住宅借入金等特別控除は、適用期限が平成26年1月1日～平成29年12月31日の4年間延長されます。さらに平成26年4月以後に居住を開始した場合の控除限度額が13万6,500円に引き上げられます。(表3参照)。

## 上場株式等に係る譲渡所得と配当所得等に対する軽減税率の廃止

①上場株式等を譲渡した場合株式等に係る譲渡所得等の課税の特例措置の廃止

平成21年1月1日～平成25年12月31日までに上場株式等を譲渡した場合、上場株式等の譲渡所得等に係る10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されます(表1参照)。

②上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例措置の廃止

上場株式等の配当等に係る10%軽減税率の特例措置は、上記①と同様に廃止されました(表2参照)。

■表1 上場株式等の譲渡所得等に係る税率

区分	平成22年度～26年度	平成27年度以後
金融商品取引業者等を通じた譲渡など	3% (市民税1.8%、 県民税1.2%) 【所得税7%】	5% (市民税3%、 県民税2%) 【所得税15%】
上記以外	5% (市民税3%、 県民税2%) 【所得税15%】	

■表2 上場株式等の配当等に係る税率

平成22年度～26年度	平成27年度以後
3% (市民税1.8%、 県民税1.2%) 【所得税7%】	5% (市民税3%、 県民税2%) 【所得税15%】

■表3 住民税の住宅借入金等特別控除額

所得税額から控除しきれない場合に、限度額以下の範囲で控除を受けることができます。

種類	居住年月日	控除限度額
改正前	現行～平成25年12月31日	所得税の課税総所得金額等×5% (最高9万7,500円)
改正後	平成26年1月1日～ 平成26年3月31日	所得税の課税総所得金額等×5% (最高9万7,500円)
	平成26年4月1日～ 平成29年12月31日	所得税の課税総所得金額等×7%※ (最高13万6,500円)

※平成26年4月1日から平成29年12月31日までの控除限度額は、住宅の取得対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が、8%または10%である場合に限り、それ以外の場合における控除限度額は現行と同様です。

個人住民税の住宅借入金等特別控除は、適用期限が平成26年1月1日～平成29年12月31日の4年間延長されます。さらに平成26年4月以後に居住を開始した場合の控除限度額が13万6,500円に引き上げられます。(表3参照)。

申請方法については、成田税務署へお問い合わせください。  
成田税務署 ☎(28)5151

## 要介護認定を受けている高齢者に 「障害者控除対象者認定書」を発行します

■申請先 高齢者福祉課高齢者支援センター  
☎(93)4981

市では、要介護認定を受けている人で、一定の判定基準に該当する人に対し、『障害者控除対象者認定書』を発行しています。この認定書を市・県民税や所得税の申告時に提出をすると、身体障害

者手帳などを持っている人と同様に障害者控除を受けることができます。なお、すべての『要介護認定を受けている人』が該当するわけではありませんので、詳しくは問い合わせください。

- 対象 次の要件をすべて満たす人
  - 平成26年12月31日時点で、65歳以上の人
  - 要介護認定を受けている人で、一定の判定基準に該当する人
  - 次の表1・2の「ランク」に該当する人
- 持ち物 印鑑、介護保険被保険者証

■表1 障害高齢者の日常生活自立度に基づく判定基準

認定区分	障害事由	ランク	判定基準
特別障害者	身体障害者(1・2級)に準ずる	C2	日常生活活動の食事、排せつ、着替えのいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、自力で寝返りをうつことなく、ベッド上で常時寝ている
		C1	ベッド上で常時寝ているが、自力で寝返りをうち体位を变えることができる
		B2	生活の大半をベッド上で過ごし、車いすの移乗や、食事または排泄などについても介助者の援助を要する
		B1	生活の大半をベッド上で過ごす、自力で座位を保ち車いすに移乗し、食事または排泄はベッドから離れて行うことができる
障害者	身体障害者(3～6級)に準ずる	A2	寝たり起きたりの状態にはあるもののベッドから離れている時間の方が長い、介護者がいてもまれにしか外出しない
		A1	寝たり起きたりはしているものの食事、排せつ、着替え時はもとより、ベッドから離れている時間が長く、介護者がいればその介助のもと、比較的多く外出する

■表2 認知症高齢者の日常生活自立度に基づく判定基準

認定区分	障害事由	ランク	判定基準
特別障害者	知的障害者(重度・最重度)に準ずる	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする
		IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする
		III b	夜間を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする
障害者	知的障害者(軽度・中度)に準ずる	III a	日中を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする
		II b	家庭内でも、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる
		II a	家庭外で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる

## 1月10日(土)は、 「110番の日」

1月10日は110番の日です。不要不急な110番通報が増えていきます。適正利用にご協力ください。  
事件事故なら110番! 相談なら#9110番!  
成田警察署 ☎(27)0110

### ■市消防署

☎(92)1311

- 日時 1月18日(日) 午前9時～正午
- 場所 市消防本部・消防署3階講堂
- 対象 中学生以上
- 費用 無料
- 申込み 先着20人
- 申込み 1月11日(日)までに電話

## 普通救命講習会 受講者募集

市消防署では、応急手当てに関する正しい知識と技術の普及を図るため、毎月第3日曜日に普通救命講習会を実施しています。また、講習会中にAEDの取り扱いが加わりました。いざという時のために講習を受けてみませんか。